



みなし仮設住宅の申込期限は平成 29 年 3 月 31 日まで

☎都市計画課住まい支援係 ☎ 289-1480

一県からのお知らせ

発災から約 9 か月が経過し、応急的な住まいの提供が着実に進む中で、被災者の中には未だに危険な状況にある自宅居住の方がいる可能性があることから、梅雨や台風時期の前までには転居を完了する必要があります。このため、発災から約 1 年となる平成 29 年 3 月 31 日を、民間賃貸住宅借上げ事業(みなし仮設住宅)の申込期限とします。

なお、個別の特殊事情がある場合は、その状況に応じ弾力的な運用を行います。

※原則、平成 29 年 3 月 31 日を申込期限としますが、やむを得ず入居物件を見つけることができない方や、り災証明書のり災区分が確定していない方など、個別の事情がある場合には、「理由書」の提出により、期限後であっても申し込みは可能です。

対象

次のすべての要件を満たす人

- ①平成 28 年 4 月 14 日時点で熊本県(熊本市を除く)に住所を有する人
- ②熊本地震で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する住宅がない人。または半壊でも、住み続けることが危険な程度の傷みや生活環境保全上の支障と

なっている損壊家屋など、取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない人(半壊の住宅が賃貸住宅などの場合は、物件所有者の署名・押印が必要)

- ③自らの資力では住宅を確保することができない人
- ④災害救助法に基づく応急仮設住宅・住宅応急修理制度を利用しない人

借り上げ条件

- ①みなし仮設住宅としての使用について、貸主から同意を得ているもの
- ②管理会社などにより賃貸可能と確認されたもの
- ③家賃が 1 か月当たり原則 6 万円(対象世帯が 5 人以上(乳幼児を除く)の場合は 9 万円)以下のもの

入居者が負担するもの

- ①光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
- ②入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用について、退去修繕負担金を上回る場合の不足額

入居期間

最長 2 年

損壊家屋等の解体進捗状況

区 分	申請件数	完了件数
公費解体	2,121	553
自費解体	1,107	1,107
合 計	3,228	1,660
進 捗 率	51.42 %	

(平成 29 年 1 月 18 日現在)



☎環境衛生課廃棄物対策係 ☎ 289-8077

●内容変更のお知らせ

先月号のましきインフォメーション 11 ページ【熊本地震ペット救護本部】の記事中に表記しておりましたお問い合わせ先と内容に、変更がありました。変更後は、次のとおりです。

■動物の一時預かりに関すること

☎～☎ 午前 9 時～午後 3 時

熊本地震ペット救護本部 ☎ 365-6411

■動物の病気、健康管理に関すること

☎～☎ 午前 9 時～午後 4 時

一般社団法人 熊本県獣医師会 ☎ 365-5711

■飼い方に関すること

☎～☎ 午前 8 時 30 分～午後 5 時

御船保健所 ☎ 282-0016

熊本市動物愛護センター ☎ 380-2153

県健康福祉部健康危機管理課 ☎ 333-2248